

静岡県公安委員会規則第6号

道路交通法等の改正等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

道路交通法等の改正等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則

(静岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 静岡県道路交通法施行細則(昭和35年静岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7を次のように改める。

別記様式第7（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

整理番号第	号												
講 習 申 出 書													
年 月 日													
静岡県公安委員会 殿													
住 所													
氏 名													
年 月 日生（ 歳）													
道路交通法第108条の2第1項第13号の規定による講習を受けたく申し出ます。													
免許証番号	第												号
免許情報記録番	第												号
免許の種類	第									第			
	一									二			
	種									種			
違反者講習手数料													

違反者講習通知手数料納付書
道路交通法第112条第1項第13号の規定により、違反者講習通知手数料を納付 します。
違反者講習通知手数料

(注) 免許の種類欄には、取得免許種別を略して記載する。

(自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部改正)

第2条 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則(昭和40年静岡県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 運転免許試験等	第2章 運転免許試験等
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 運転免許試験等の申請(第9条— <u>第16条</u>)	第2節 運転免許試験等の申請(第9条— <u>第15条</u>)
第3節 運転免許試験等の方法等(<u>第17条—第27条の2</u>)	第3節 運転免許試験等の方法等(<u>第16条—第25条</u>)
第3章 (略)	第3章 (略)
<u>第3章の2</u> (略)	<u>第4章</u> (略)
第4章 免許証の更新等	第5章 免許証等の更新等
第1節 免許証の更新(第34条—第36条)	第1節 免許証等の更新(第34条—第37条)
第2節 その他の申請等(<u>第36条の2—第41条</u>)	第2節 その他の申請等(<u>第38条—第48条</u>)
第5章 医師の届出等	第6章 医師の届出等(<u>第49条・第50条</u>)
第1節 医師の届出等(第42条・第43条)	
第2節 一定の病気等による運転免許に係る行政処分(第44条)	
第6章 雑則(第45条)	第7章 行政処分(第51条—第53条)
附則	第8章 雑則(第54条)
(趣旨)	附則
第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)の規定に基づき、静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が実施する自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転免許試験、初心運転者講習、再試験、意見の聴取、運転免許証(以下「免許証」とい	第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)の規定に基づき、静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が実施する自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転免許試験、初心運転者講習、再試験、意見の聴取、運転免許証(以下「免許証」とい

う。)の更新、医師の届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(運転免許試験の申請)

第9条 受験者は、申請時に、規則第17条第1項に規定する運転免許申請書、同条第2項各号に掲げる関係書類及び写真、規則第18条の2の2に規定する質問票並びに運転免許受験票(様式第3号)(以下「申請書類等」という。)を運転免許センターに提出するものとする。ただし、令第34条の5第5号の規定に該当する者にあつては、運転免許受験票に規則第24条第5項各号又は第25条に定める基準に達する成績を得た旨が記載されている証明書を添えて提出するものとする。

2 (略)

3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 規則第17条第2項第4号に該当する者
届出自動車教習所教習受講証明書(様式第9号)

(6) (略)

(解除等の申請)

第10条 条件解除等審査を受けようとする者は、規則第18条の5の限定解除審査申請書及び運転免許審査・限定解除等受験票(様式第10号)に免許証を添えて運転免許センターに提出しなければならない。

2 法第91条の規定により付された運転免許の条件を解除又は変更しようとする者(前項の規定に該当する者を除く。)は、運転免許の条

う。)又は免許情報記録(法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。)の有効期間の更新、医師の届出、行政処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(運転免許試験の申請)

第9条 受験者は、申請時に、規則第17条第1項に規定する運転免許申請書、同条第2項各号に掲げる関係書類及び写真、規則第18条の2の2に規定する質問票並びに運転免許受験票(様式第3号)(以下「申請書類等」という。)を運転免許センターに提出するものとする。ただし、令第34条の5第6号の規定に該当する者にあつては、運転免許受験票に規則第24条第5項各号又は第25条に定める基準に達する成績を得た旨が記載されている証明書を添えて提出するものとする。

2 (略)

3 受験者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、申請書類等に、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 規則第17条第2項第4号に該当する者
届出自動車教習所教習受講証明書(様式第8号)

(6) (略)

(解除等の申請)

第10条 条件解除等審査を受けようとする者は、規則第18条の5に規定する限定解除審査申請書及び関係書類並びに運転免許審査・限定解除等受験票(様式第9号)を運転免許センターに提出し、又は提示しなければならない。

2 法第91条の規定により付された運転免許の条件を解除又は変更しようとする者(前項の規定に該当する者を除く。)は、運転免許の条

件解除（変更）申請書（様式第11号）に免許証を添えて運転免許センターに提出しなければならない。ただし、眼鏡等使用の条件及び補聴器使用の条件を付された者で同条件を解除又は変更しようとするもの（規則第29条の3第5項において準用する規則第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受ける者を除く。）は、いずれかの警察署に提出することができる。

第11条 削除

（技能検査の申請）

第12条 （略）

（緊急自動車運転資格審査の申請）

第13条 緊急自動車運転資格審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（様式第12号）に免許証を添えて、当該緊急自動車の使用者を通じ、運転免許センターに申請しなければならない。ただし、地方公共団体の保有する消防自動車又は救急自動車に係る緊急自動車運転資格審査の申請は、別に定めるところによるものとする。

（申請書類等の提出時期）

第14条 第9条から前条までの規定により提出し、又は提示をする書類等は、免許試験等を受ける日に提出しなければならない。ただし、出張試験を受けようとする者にとっては、当該試験の受付期間中に提出しなければならない。

（免許試験等の種類及び回数の制限）

件解除（変更）申請書（様式第10号）及び関係書類を運転免許センターに提出し、又は提示しなければならない。ただし、眼鏡等使用の条件及び補聴器使用の条件を付された者で同条件を解除又は変更しようとするもの（規則第29条の3第5項において準用する規則第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受ける者を除く。）は、いずれかの警察署に申請することができる。

（技能検査の申請）

第11条 （略）

（緊急自動車運転資格審査の申請）

第12条 緊急自動車運転資格審査を受けようとする者は、運転免許センターに、当該緊急自動車の使用者を通じて、緊急自動車運転資格審査申請書（様式第11号）を提出するとともに、免許証又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示しなければならない。ただし、地方公共団体の保有する消防自動車又は救急自動車に係る緊急自動車運転資格審査の申請は、別に定めるところによるものとする。

（申請書類等の提出時期）

第13条 第9条から前条までの規定により提出し、又は提示（以下この条において「提出等」という。）をする書類等は、免許試験等を受ける日に提出等しなければならない。ただし、出張試験を受けようとする者にとっては、当該試験の受付期間中に提出等しなければならない。

（免許試験等の種類及び回数の制限）

第15条 (略)

(免許種類の変更禁止)

第16条 (略)

(試験の順序等)

第17条 (略)

(学科試験及び知識の確認等)

第18条 (略)

(技能試験車の指定等)

第19条 (略)

- 2 技能試験車を提供し、又は指定したときは、技能試験車指定台帳 (様式第13号) に登録するものとする。

(技能試験車の指定の取消し)

第20条 (略)

(技能試験官の指定)

第21条 技能試験官 (規則第24条第8項に規定する公安委員会の指定を受けて技能試験等を行う者をいう。以下同じ。)の指定は、運転免許技能試験官指定書 (様式第14号。以下「指定書」という。)を交付することにより行うものとする。

- 2 前項により指定書を交付したときは、技能試験官指定台帳 (様式第15号) に登録するものとする。

(技能試験官の指定の取消し)

第22条 (略)

(技能試験及び実技の確認の実施方法)

第23条 (略)

(運転免許センター等の秩序維持)

第24条 (略)

(受験禁止の量定基準)

第25条 (略)

(合格決定取消し等の通知)

第26条 法第97条の3第2項の規定による合格決定の取消しの通知は、運転免許試験合格決定取消通知書 (様式第16号) を交付して行う

第14条 (略)

(免許種類の変更禁止)

第15条 (略)

(試験の順序等)

第16条 (略)

(学科試験及び知識の確認等)

第17条 (略)

(技能試験車の指定等)

第18条 (略)

- 2 技能試験車を提供し、又は指定したときは、技能試験車指定台帳 (様式第12号) に登録するものとする。

(技能試験車の指定の取消し)

第19条 (略)

(技能試験官の指定)

第20条 技能試験官 (規則第24条第8項に規定する公安委員会の指定を受けて技能試験等を行う者をいう。以下同じ。)の指定は、運転免許技能試験官指定書 (様式第13号。以下「指定書」という。)を交付することにより行うものとする。

- 2 前項により指定書を交付したときは、技能試験官指定台帳 (様式第14号) に登録するものとする。

(技能試験官の指定の取消し)

第21条 (略)

(技能試験及び実技の確認の実施方法)

第22条 (略)

(運転免許センター等の秩序維持)

第23条 (略)

(受験禁止の量定基準)

第24条 (略)

(合格決定取消し等の通知)

第25条 法第97条の3第2項の規定による合格決定の取消しの通知は、運転免許試験合格決定取消通知書 (様式第15号) を交付して行う

ものとする。

- 2 法第97条の3第3項の規定により受験を禁止したときは、運転免許試験受験禁止通知書（様式第17号）により通知するものとする。ただし、合格決定の取消しを受けた者に対する受験禁止の通知は、前項の通知書に併記して行うことができる。

（結果の発表）

第27条（略）

（緊急自動車を運転することができる旨の記載等）

第27条の2 公安委員会は、緊急自動車運転資格審査（公安委員会が行うものに限る。）に合格した者の免許証に、その者が当該緊急自動車運転資格審査に係る緊急自動車を運転することができる旨を記載するとともに、当該緊急自動車運転資格審査に係る緊急自動車運転資格審査申請書に、その旨を記載するものとする。

- 2 緊急自動車運転資格審査に合格した者（当該緊急自動車運転資格審査に合格した後に法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けた者に限る。次項において同じ。）又は緊急自動車運転資格審査に合格していない者若しくは緊急自動車運転資格審査を受けていない者で緊急自動車を運転する資格を有するものは、免許証に緊急自動車を運転することができる旨の記載を受けなければならない。

- 3 前項の規定により免許証に緊急自動車を運転することができる旨の記載を受けようとする者（緊急自動車運転資格審査に合格した者

ものとする。

- 2 法第97条の3第3項の規定により受験を禁止したときは、運転免許試験受験禁止通知書（様式第16号）により通知するものとする。ただし、合格決定の取消しを受けた者に対する受験禁止の通知は、前項の通知書に併記して行うことができる。

（結果の発表）

第26条（略）

（緊急自動車を運転することができる旨の記載等）

第27条 公安委員会は、緊急自動車運転資格審査（公安委員会が行うものに限る。）に合格した者の免許証又は免許情報記録個人番号カードに、その者が当該緊急自動車運転資格審査に係る緊急自動車を運転することができる旨を記載又は記録するとともに、当該緊急自動車運転資格審査に係る緊急自動車運転資格審査申請書に、その旨を記載するものとする。

- 2 緊急自動車運転資格審査に合格した者が、免許証又は免許情報記録個人番号カードを紛失等したことにより、免許証の再交付を受けた場合又は新たな免許情報記録個人番号カードを有することとなった場合には、当該免許証又は免許情報記録個人番号カードに、緊急自動車を運転することができる旨の記載又は記録を受けなければならない。この場合において、他の都道府県公安委員会が行う緊急自動車運転資格審査に合格した者にあつては、当該緊急自動車の使用者を通じ、緊急自動車運転資格記載等申請書（様式第17号）を運転免許センターに提出しなければならない。

- 3 緊急自動車運転資格審査を受けていない者のうち、緊急自動車を運転する資格を有する者は、緊急自動車を運転することができる旨

にあつては、他の都道府県公安委員会が行う緊急自動車運転資格審査に合格した者に限る。）は、緊急自動車運転資格記載申請書（様式第17号の2）に免許証を添えて、当該緊急自動車の使用者を通じ、運転免許センターに申請しなければならない。

第3章の2 意見の聴取

（意見の聴取に関する書類の様式）

第33条 次の各号に掲げる道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）に基づき実施する意見の聴取に関する書類の様式は、原則として当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 意見の聴取等規則第5条第1項に規定する書面 代理人資格証明書（様式第21号の2）
- (2) 意見の聴取等規則第5条第2項の規定による届出に係る書面 代理人資格喪失届出書（様式第21号の3）
- (3) 意見の聴取等規則第6条第1項に規定する書面 補佐人出頭許可申請書（様式第21号の4）
- (4) 令第39条第1項の規定による通知に係る書面 意見の聴取通知書（様式第21号の5）
- (5) 意見の聴取等規則第8条第2項に規定する書面 変更申出書（様式第21号の6）
- (6) 意見の聴取等規則第8条第3項に規定する書面 変更通知書（様式第21号の7）
- (7) 意見の聴取等規則第11条第2項の規定に

について、免許証への記載及び免許情報記録個人番号カードへの記録を受けることができる。この場合においては、運転免許センターに、当該緊急自動車の使用者を通じ、緊急自動車運転資格記載等申請書を提出するとともに、免許証又は免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示しなければならない。

第4章 意見の聴取

（意見の聴取に関する書類の様式）

第33条 次の各号に掲げる道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）に基づき実施する意見の聴取に関する書類の様式は、原則として当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 意見の聴取等規則第5条第1項に規定する書面 代理人資格証明書（様式第22号）
- (2) 意見の聴取等規則第5条第2項の規定による届出に係る書面 代理人資格喪失届出書（様式第23号）
- (3) 意見の聴取等規則第6条第1項に規定する書面 補佐人出頭許可申請書（様式第24号）
- (4) 令第39条第1項の規定による通知に係る書面 意見の聴取通知書（様式第25号、様式第26号又は様式第27号）
- (5) 意見の聴取等規則第8条第2項に規定する書面 変更申出書（様式第28号）
- (6) 意見の聴取等規則第8条第3項に規定する書面 変更通知書（様式第29号）
- (7) 意見の聴取等規則第11条第2項の規定に

よる告知に係る書面 意見の聴取続行通知書（様式第21号の8）

- (8) 意見の聴取等規則第12条第1項に規定する意見の聴取調書 意見の聴取調書（様式第21号の9）

第4章 免許証の更新等

第1節 免許証の更新

（更新の申請）

第34条 法第101条第1項の免許証の更新又は法第101条の2第1項の更新期間前における免許証の更新を受けようとする者は、規則第29条第1項に規定する運転免許証更新申請書又は規則第29条の2第1項に規定する特例更新申請書（以下「更新申請書等」という。）並びに規則第29条第7項及び第29条の2第5項に規定する質問票にそれぞれ関係書類を添えて、運転免許センター又は住所地を管轄する警察署（浜北警察署の管内に居住する者については、西部運転免許センター。以下「所轄署等」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者及び優良運転者（法第92条の2第1項の表備考1の2に規定する者をいう。）にあつては、いずれかの警察署に更新申請書等を提出することができる。

- 3 法第101条の2の2第1項の規定により更新申請書の提出を公安委員会を經由して行おうとする者は、規則第29条の2の2第1項の經由申請書に関係書類を添えて、運転免許センターに提出しなければならない。

よる告知に係る書面 意見の聴取続行通知書（様式第30号）

- (8) 意見の聴取等規則第12条第1項に規定する意見の聴取調書 意見の聴取調書（様式第31号）

第5章 免許証等の更新等

第1節 免許証等の更新

（更新の申請）

第34条 法第101条第1項の免許証等の更新又は法第101条の2第1項の更新期間前における免許証等の更新を受けようとする者は、規則第29条第1項に規定する更新申請書又は規則第29条の2第1項に規定する特例更新申請書（以下「更新申請書等」という。）並びに規則第29条第7項及び第29条の2第5項に規定する質問票にそれぞれ関係書類を添えて、運転免許センター又は住所地を管轄する警察署（浜北警察署の管内に居住する者については、西部運転免許センター。以下「所轄署等」という。）に提出し、又は提示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者、優良運転者（法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する者をいう。以下同じ。）及びオンライン講習（令第43条第1項の表の規定によるオンライン講習をいう。以下同じ。）を受講した一般運転者（法第95条の6第1項の表備考1のハに規定する者をいう。以下同じ。）にあつては、いずれかの警察署に更新申請書等を提出することができる。

- 3 法第101条の2の2第1項の規定により更新申請書の提出を公安委員会を經由して行おうとする者は、規則第29条の2の2第1項の經由申請書に関係書類を添えて、運転免許センターに提出し、又は提示しなければならない。

(申請用写真)

第35条 規則第29条第3項(規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、法第101条第1項の免許証の更新又は法第101条の2第1項の更新期間前における免許証の更新を受けようとする場合とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該更新を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請用写真を添付しなければならない。

(1) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付(免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は法第93条の2の規定による記録を毀損したときの再交付に限る。)を併せて申請しようとする場合

(2) 下田警察署松崎分庁舎、清水警察署蒲原分庁舎、袋井警察署森分庁舎又は天竜警察署水窪分庁舎に申請しようとする場合

(3) 運転免許の効力を停止されている者である場合

(講習の受講)

第36条 公安委員会は、第34条の規定により免許証の更新の申請を行った者で、法第108条の2第1項第11号に規定する講習(以下「講習」という。)を受けなければならないものが、申請を行った当日に講習を受けることができないときは、改めて講習を受講するよう指導するものとする。

い。

(申請用写真)

第35条 規則第29条第3項(規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、法第101条第1項の免許証等の更新又は法第101条の2第1項の更新期間前における免許証等の更新を受けようとする場合とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該更新を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請用写真を添付しなければならない。

(1) 免許証又は免許情報記録個人番号カードにより本人確認を行うことができない場合

(2) 下田警察署松崎分庁舎、清水警察署蒲原分庁舎、袋井警察署森分庁舎又は天竜警察署水窪分庁舎(以下「警察署分庁舎」という。)に申請する場合

(講習の受講)

第36条 公安委員会は、第34条の規定により免許証等の更新の申請を行った者で、法第108条の2第1項第11号に規定する講習(以下「講習」という。)を受けなければならないもの(オンライン講習を受講した者を除く。)が、申請を行った当日に講習を受けることができないときは、改めて講習を受講するよう指導するものとする。

(オンライン講習の受講対象者)

第37条 オンライン講習は、次の各号に掲げる講習の区分について、それぞれ当該各号に定

(免許の条件の付与等の申請)

第36条の2 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請を行おうとする者は、規則第18条の6第2項の運転免許条件申請書に免許証を添えて、運転免許センター又はいずれかの警察署に提出しなければならない。

(免許証の記載事項の変更の届出)

第37条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、規則第20条に定めるところにより、届出書その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出しなければならない。

める者であって免許情報記録個人番号カードを有するものを対象に実施するものとする。

(1) 優良運転者講習 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする優良運転者

(2) 一般運転者講習 法第101条第6項の規定により免許証等の更新を受けようとする一般運転者又は運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第5条第1項に規定する特別特定失効者として受けた免許に係る免許証等の更新を受けようとする者であって、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等（令別表第4又は別表第5に掲げる行為をいう。以下同じ。）をしたことがないもの又は軽微違反行為（法第102条の2に規定する軽微違反行為をいう。）1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

(免許の条件の付与等の申請等)

第38条 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請を行おうとする者は、規則第18条の6第2項に規定する運転免許条件申請書及び関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

(免許証等の記載事項の変更の届出)

第39条 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、規則第20条に規定する届出書その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

2 法第95条の5第2項の規定による変更の届出を行おうとする者（同条第3項に規定する者を除く。）は、規則第20条第1項及び第21条

(免許証の再交付の申請)

第38条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者は、規則第21条第2項及び第3項の規定により、再交付申請書その他関係書類を運転免許センター又は所轄署等に提出しなければならない。

2 規則第21条第3項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、法第94条第2項の規定による免許証(仮免許に係るものを除く。)の再交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出をした場合

(2) 規則第21条第1項各号のいずれかに該当する場合

の12に規定する届出書その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

3 規則第21条の13第1号又は第21条の14第1項第1号の規定による公安委員会への免許情報記録個人番号カードの提示等は、運転免許センター又はいずれかの警察署において行うものとする。

(免許証の再交付の申請)

第40条 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者は、規則第21条第2項及び第6項の規定により、再交付申請書その他関係書類を運転免許センター又は所轄署等に提出しなければならない。

2 規則第21条第6項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、法第94条第2項の規定による免許証(仮免許に係るものを除く。)の再交付を受けようとする者が運転免許センター又はいずれかの警察署(警察署分庁舎を除く。)に申請する場合とする。ただし、免許証又は免許情報記録個人番号カードにより本人確認を行うことができない場合は、この限りでない。

(免許保有状況の変更)

第41条 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、免許証を紛失した場合において、当該紛失を機に免許情報記録個人番号カードのみを保有することとするときは、運転免許センター又はいずれかの警察署に、免許保有状況変更申出書(紛失等時)(様式第32号)を提出するとともに、免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

2 免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者が、免許情報記録個人番号カードを紛失した場合において、当該紛失を機に免許証のみを保有することとするときは、運転免許センター又はいずれかの警察署に、免許保有状況変更申出書（紛失等時）を提出するとともに、免許証を提示しなければならない。

3 前2項の規定により免許保有状況変更申出書（紛失等時）を提出した者が、紛失した免許証又は免許情報記録個人番号カードを発見した場合において、当該発見を機に免許証及び免許情報記録個人番号カードを保有することとするときは、運転免許センター又はいずれかの警察署に、免許保有状況変更申出書（発見時）（様式第33号）を提出するとともに、発見した免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

（特定免許情報の記録）

第42条 法第95条の2第1項の規定により、同項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）に特定免許情報（法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）の記録を受けようとする者は、規則第21条の2に規定する特定免許情報記録申請書その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

2 規則第21条の2第3項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、前項の規定により特定免許情報の記録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 免許証により本人確認を行うことができる場合

(2) 法第103条の2又は第106条の4第1項第2号の規定により免許情報記録の抹消を受

けた者が、運転免許の効力の停止期間の満了により特定免許情報の記録を受ける場合（免許情報記録確認書の交付）

第43条 公安委員会は、特定免許情報の記録を行った場合及び免許情報記録の書換えを行った場合には、申請者に免許情報記録確認書（様式第34号）を交付するものとする。
（免許証の交付の申請等）

第44条 法第95条の2第11項の規定により免許証の交付を受けようとする者は、規則第21条の9に規定する運転免許証交付申請書その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

2 規則第21条の9第3項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、前項の規定により免許証の交付を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 運転免許センター又はいずれかの警察署（警察署分庁舎を除く。）に申請する場合

(2) 免許情報記録個人番号カードにより本人確認を行うことができる場合

（申請による免許の取消し等）

（申請による免許の取消し等）

第39条 法第104条の4第1項の規定により運転免許の取消しを申請し、又は他の種類の運転免許を受けたい旨の申出をしようとする者は、規則第30条の9に定めるところにより、申請書その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出しなければならない。

2 法第104条の4第1項後段の申出については、申請用写真を添付しなくてもよいものとする。

第45条 法第104条の4第1項の規定により運転免許の取消しを申請し、又は他の種類の運転免許を受けたい旨の申出をしようとする者は、規則第30条の7第1項から第4項までに定めるところにより、申請書その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

2 法第104条の4第1項後段の申出については、申請用写真を添付しなくてもよいものとする。ただし、警察署分庁舎に申出を行う場合であつて、新たに受けようとする運転免許に係る免許証の交付を申請するときは、この

(運転経歴証明書の交付の申請の手続等)

第39条の2 法第104条の4第5項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定による運転経歴証明書の交付の申請をしようとする者は、運転経歴証明書交付申請書(様式第22号)を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出するものとする。

2 規則第30条の10第2項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、運転免許を受けた者本人が前条第1項の運転免許の取消しの申請と日と同じくして前項の申請をしようとする場合とする。

3 規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、同条第2項及び第3項に定めるところにより、運転経歴証明書記載事項変更届(様式第23号)その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

限りでない。

(運転経歴証明書等の交付等の申請の手続等)

第46条 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付若しくは同条第3項の規定による個人番号カードへの運転経歴情報の記録又はその双方の申請をしようとする者は、規則第30条の8に定めるところにより、運転経歴証明書交付等申請書(様式第35号)その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

2 規則第30条の8第2項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、前項の申請をしようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、警察署分庁舎に運転経歴証明書の交付を申請する場合は、この限りでない。

(1) 運転免許を受けた者本人が前条第1項の運転免許の取消しの申請と日と同じくして前項の申請をする場合

(2) 運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カード(その者に係る運転経歴情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。)により本人確認を行うことができる場合

3 規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、同条第2項から第4項までに定めるところにより、運転経歴証明書記載事項等変更届(様式第36号)その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、又は提示しなければならない。

4 規則第30条の15第1項の規定による変更の届出を行おうとする者(同条第3項に規定する者を除く。)は、運転免許センター又はいずれ

4 規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請を行おうとする者は、同条第2項に定めるところにより運転経歴証明書再交付申請書（様式第24号）その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出しなければならない。

5 規則第30条の13第2項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、同条第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請を行おうとする者が、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合とする。

れかの警察署に、同条第2項に定めるところにより、運転経歴証明書記載事項等変更届を提出するとともに、運転経歴情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

5 規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請を行おうとする者は、同条第2項に定めるところにより運転経歴証明書再交付申請書（様式第37号）その他関係書類を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出しなければならない。

6 規則第30条の11第2項に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、同条第1項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者が、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 運転免許センター又はいずれかの警察署（警察署分庁舎を除く。）に申請する場合

(2) 運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードにより本人確認を行うことができる場合

7 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有する者が、運転経歴証明書を紛失した場合において、当該紛失を機に運転経歴情報記録個人番号カードのみを保有することとするときは、運転免許センター又はいずれかの警察署に、運転経歴保有状況変更申出書（紛失等時）（様式第38号）を提出するとともに、運転経歴情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

8 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有する者が、運転経歴情報記録個人番号カードを紛失した場合において、当該紛失を機に運転経歴証明書のみを保有することとするときは、運転免許センター又はいずれかの警察署に、運転経歴保有状況変更申

6 規則第30条の14の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、運転経歴証明書返納届（様式第25号）により運転免許センター又はいずれかの警察署に返納するものとする。

（国外運転免許証の交付の申請）

第40条 法第107条の7第2項の規定により国外運転免許証の交付を受けようとする者は、規則第37条の9に定めるところにより、国外運転免許証交付申請書その他関係書類を運転免許センターに提出しなければならない。

（免許証の返納等）

第41条 法第107条第1項又は第107条の10第1項の規定により免許証又は国外運転免許証を返納しようとする者は、運転免許証返納届（様式第26号）により運転免許センター又はいずれかの警察署に返納するものとする。

出書（紛失等時）を提出するとともに、運転経歴証明書を提示しなければならない。

9 前2項の規定により運転経歴保有状況変更申出書（紛失等時）を提出した者が、紛失した運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードを発見した場合において、当該発見を機に運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを保有することとするときは、運転免許センター又はいずれかの警察署に、運転経歴保有状況変更申出書（発見時）（様式第39号）を提出するとともに、発見した運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードを提示しなければならない。

10 規則第30条の12の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、運転経歴証明書返納届（様式第40号）により運転免許センター又はいずれかの警察署に返納するものとする。

11 規則第30条の16の規定により運転経歴情報の抹消を受けようとする者は、運転経歴情報抹消届（様式第40号）を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、当該運転経歴情報の抹消を受けるものとする。

（国外運転免許証の交付の申請）

第47条 法第107条の7第2項の規定により国外運転免許証の交付を受けようとする者は、規則第37条の9に定めるところにより、国外運転免許証交付申請書その他関係書類を運転免許センターに提出し、又は提示しなければならない。

（免許証等の返納等）

第48条 法第95条の2第4項の規定により免許証を返納しようとする者は、規則第21条の5に規定する運転免許証返納届により運転免許センター又はいずれかの警察署に返納するものとする。

第5章 医師の届出等

第1節 医師の届出等

(医師の届出の受理等)

第42条 公安委員会は、医師から法第101条の6第1項の規定による届出を受けたときは、届出書（様式第27号）又は届出受理書（様式第28号）により受理するものとする。

2 法第101条の6第4項の規定による他の都道府県公安委員会への通知は、届出移送通知書（様式第29号）により速やかに行うものとする。

(医師の確認要求の受理等)

第43条 公安委員会は、法第101条の6第2項の

2 法第95条の2第10項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとする者は、規則第21条の8に規定する免許情報記録抹消届を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、免許情報記録の抹消を受けるものとする。

3 法第106条の3第1項又は第107条の10第1項の規定により免許証又は国外運転免許証を返納しようとする者は、運転免許証等返納・抹消届（様式第41号）により運転免許センター又はいずれかの警察署に返納するものとする。

4 法第106条の4の規定により免許情報記録の抹消を受けようとする者は、運転免許証等返納・抹消届を運転免許センター又はいずれかの警察署に提出し、免許情報記録の抹消を受けるものとする。

5 運転免許の取消処分を受けた者で免許証又は免許情報記録個人番号カードを紛失したことにより、免許証を返納できないもの又は免許情報記録の抹消を受けることができないものは、公安委員会に理由書（様式第42号）を提出するものとする。

第6章 医師の届出等

(医師の届出の受理等)

第49条 公安委員会は、医師から法第101条の6第1項の規定による届出を受けたときは、届出書（様式第43号）又は届出受理書（様式第44号）により受理するものとする。

2 法第101条の6第4項の規定による他の都道府県公安委員会への通知は、届出移送通知書（様式第45号）により速やかに行うものとする。

(医師の確認要求の受理等)

第50条 公安委員会は、法第101条の6第2項の

規定により医師から確認を求められたときは、確認要求書（様式第30号）又は確認要求受理書（様式第31号）により受理し、回答書（様式第32号）により回答することができる。

第2節 一定の病気等による運転免許に係る行政処分

（処分通知）

第44条 法第104条の2の3第5項及び第107条の5第9項（法第107条の5第1項第1号の規定により自動車等の運転を禁止する場合に限る。）において準用する法第103条第9項の規定による通知は、処分通知書（様式第33号）を送付して行うものとする。

規定により医師から確認を求められたときは、確認要求書（様式第46号）又は確認要求受理書（様式第47号）により受理し、回答書（様式第48号）により回答することができる。

第7章 行政処分

（処分事案の移送）

第51条 公安委員会は、処分（運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転禁止の処分をいう。以下同じ。）を要すると認められる事実を発見した場合において、当該事実に係る者の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該事実に係る関係書類に行政処分関係書類送付書（様式第49号）を添えて当該都道府県公安委員会に送付するものとする。

（他の都道府県公安委員会に対する処分の通知等）

第52条 公安委員会が行う処分に関する他の都道府県公安委員会への通知等は、別に定めがあるもののほか、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 処分をすることとした者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していた場合は、処分決定通知書（様式第50号）により当該都道府県公安委員会に処分の決定を通知するものとする。

(2) 処分をすることとした者が、その住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していた場合、又は他の都道府県公安委員会の管轄区域内に居住している場合であって、処分の執行を当該者の住所地又は居所を管轄する都道府県公安委員会に依頼するときは、処分執行依頼書（様式第51号）により行うものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、処分をすることとした旨の通知及び処分の執行の依頼を同時に同一の都道府県公安委員会に対し行うときは、処分決定通知・処分執行依頼書（様式第52号）により通知し、及び依頼するものとする。

(4) 他の都道府県公安委員会から処分の執行の依頼があった場合において、当該処分をしたときは、当該都道府県公安委員会に対し執行依頼処分通知書（様式第53号）により、その旨を通知するものとする。

(5) 第1号の処分決定通知に係る者に対して処分をした場合には、当該者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し処分執行通知書（様式第54号）によりその旨を通知するものとする。

（一定の病気等による運転免許に係る行政処分の通知）

第53条 法第104条の2の3第5項及び第107条の5第9項（法第107条の5第1項第1号の規定により自動車等の運転を禁止する場合に限る。）において準用する法第103条第9項の規定による通知は、処分通知書（様式第55号）を送付して行うものとする。

第8章 雑則

（本部長への委任）

第54条 （略）

第6章 雑則

（本部長への委任）

第45条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表中「（第25条関係）」を「（第24条関係）」に改める。
様式第4号から様式第33号までを次のように改める。

様式第6号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

乗務経歴証明書				
乗務員	住所			
	(ふりがな) 氏名		年 月 日生	
現に受けている免許	免許証番号		第 号	
	免許情報記録番号		第 号	
	有効期限		年 月 日	
	免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日
			その他	年 月 日
	第二種免許		年 月 日	
免許の種類 (簡略に記入すること。)				
免許の条件				
旅客自動車の乗務経歴	乗務経歴期間		業務内容	
	年 月から	年 月間		
	年 月まで			
	年 月から	年 月間		
	年 月まで			
年 月から	年 月間			
年 月まで				
年 月から	年 月間			
年 月まで				
証 明 欄（雇用者等が証明するところ）				
上記の通り証明する。 年 月 日 ⑩				
(注) 業務内容欄には勤務先の名称、具体的乗務内容（バス車掌）等を記入する。 旅客自動車の乗務経歴は車掌の乗務経歴であること。				

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

受 験 資 格 証 明 書

所 属

階 級

氏 名

年 月 日生

上記の者は、自衛官として次の自動車の運転経歴を有するものであることを証明する。

自 動 車 の 種 類	運 転 期 間	業 務 の 内 容
	年 月から 年 月まで 月間	

年 月 日

所属、官職

階 級

氏 名

職印

第 号

届出自動車教習所教習受講証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日から当所において 教習

課程の教習を受講している者であることを証明する。

年 月 日

所在地

教習所の名称

管理者

印

静岡県公安委員会 殿

運転免許審査・限定解除等申請書

登録種別 9 免許条件のみ修正

受験者番号

免許証等番号

運転免許証 マイナ免許証

フリガナ

氏名

生年月日

年 月 日生

性別

男 女
1 2

本籍・国籍

住所

郵便番号 - 電話番号

受験する免種

中二 普二 準中型 大自二
中型 普通 普自二

左記以外の免種の場合は、
右側空欄に記入してください。

最終的な
免許の条件

現在の
免許の条件

練習方法

審査内容

準中型5t解除 準中型AT解除(5t残存) 中二5t解除 中二AT解除(5t残存) 中型AT解除(8t残存) 中型8t解除その他条件解除 二輪条件変更 普通AT解除 二輪AT解除

試験年月日

受験番号

受験手数料

車両手数料

太枠の中を記入してください。

様式第10号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

運転免許の条件解除（変更）申請書 静岡県公安委員会 殿					
			年 月 日		
氏名・生年月日				年 月 日生	
住 所		静岡県			
現 に 受 け て い る 免 許	免 許 証 番 号		第 号		
	免 許 情 報 記 録 番 号		第 号		
	有 効 期 限		年 月 日	免 許 の 条 件	
	免 許 年 月 日	第 一 種 免 許	二・小・原	年 月 日	
			そ の 他	年 月 日	
第 二 種 免 許		年 月 日			
免 許 の 種 類 (簡略に記入すること。)					
解 除 (変 更) を 受 け る 理 由					

(太枠内を記入してください。)

聴力の条件の解除（変更）の場合は聴力検査実施表を添付すること。

視力等の 検査結果	裸 眼	左眼	矯 正	眼鏡	左眼	深 視 力	1回	mm	
		右眼		コンタクト レンズ	右眼		2回	mm	
	眼	両眼		正	角膜矯正 レンズ等	両眼	力	3回	mm
								平均	mm
新たに付す条件									
備 考									
解除（変更）した。 年 月 日 警察署 運転免許センター					データ入力		免許証記載等		
					取扱 者印		取扱 者印		

様式第 11 号 (第 12 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

緊急自動車運転資格審査申請書																		
														年	月	日		
静岡県公安委員会 殿																		
氏名・生年月日																年	月	日生
住所																		
審査に係る 緊急自動車の種類		大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪																
		MT車							AT車									
現 に 受 け て い る 免 許	有効期限		年 月 日															
	免許証等番号		第 号															
	第一種 免許	二・小・原	年 月 日															
		その他	年 月 日															
	第二種免許		年 月 日															
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二	
免許の条件																		
緊急自動車の 使用者		所在地																
		職名																
		氏名																
備考																		

(注)

- 1 審査に係る緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。
- 3 免許証等番号とは、免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。

技能試験車指定台帳

使用の本拠	運転免許センター		作成日		
			年 月 日		
車 種	番 号	指定年月日		解除年月日	
	号車	年 月 日		年 月 日	
登録番号 又は 車両番号		用 途		車 名	
年 式	年式	型 式		形 状	
車 体 番 号		原動機番号		原動機型式	
車 両 重 量		車両総重量		最大積載量	
全 長		全 幅		全 高	
乗 車 定 員	名	燃 料 種 類		ホイールベース	
排 気 量 又は 定格出力		補助ブレーキ		補助ハンドル	
		補助クラッチ		そ の 他	
所有者の住所氏名		住 所			
		氏 名			
使用者の住所氏名		住 所			
		氏 名			
備 考					

静公委指令運免第 号

運転免許技能試験官指定書

官 職 氏 名

上記の者を、道路交通法施行規則第24条第8項の規定により運転免許技能試験官に指定する。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

静公委指令運免第 号

運転免許試験合格決定取消通知書

年 月 日

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

あなたの受けられた下記の運転免許試験は、道路交通法第97条の3第1項の規定により合格の決定を取り消します。

なお、同条第3項の規定により 年 月 日から 年 月 日まで運転免許試験を受けることができません。

取消しに該当する試験	運転免許センター等名	
	試験年月日及び 受験番号	第 年 月 日 番
	合格した免許の種類	免許

静公委指令運免第 号

運 転 免 許 試 験 受 験 禁 止 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

あなたの受けられた下記の運転免許試験は、道路交通法第97条の3第1項に該当するので同条第3項の規定により 年 月 日から 年 月 日まで運転免許試験を受けることができません。

停 止 さ れ た 試 験	運転免許センター等名	
	試験年月日及び 受験番号	年 月 日 第 番
	合格した免許の種類	免許

様式第 17 号 (第 27 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

緊急自動車運転資格記載等申請書																					
静岡県公安委員会 殿															年		月	日			
氏名・生年月日												年		月	日生						
申請の理由						1 免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 免許証を再交付されたため 3 その他()															
審査合格年月日						年						月		日							
審査公安委員会						公安委員会															
緊急自動車の種類						大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪															
						MT車						AT車									
現に受けている免許	有効期限						年						月		日						
	免許証番号						第						号								
	免許情報記録番号						第						号								
	免許の種類						大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽
	免許の条件						型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	大型二	中型二	普通二	大特二	牽引二
緊急自動車の使用者						所在地															
						職名															
						氏名															

(注)

- 1 審査合格年月日欄及び審査公安委員会欄は、免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 申請の理由欄、緊急自動車の種類欄及び免許の種類欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 3 申請の理由がその他に該当する場合は、()内にその理由を記載すること。

様式第18号 (第28条関係) (用紙 日本産業規格A 4縦型)

初 心 運 転 者 講 習 通 知 取 消 通 知 書

静公委運免第 号
年 月 日

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

下記の理由により、 年 月 日付け初心運転者講習通知書による通知を取り消したことを通知します。

理 由

備 考

様式第19号（第29条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

初 心 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

静公委運免第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

次の者について、初心運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
講 習 の 種 類	普通免許 準中型免許 大型二輪免許 普通二輪免許 原付免許
講 習 を し よ う と す る 理 由	
備 考	

様式第20号（第31条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

再 試 験 通 知 取 消 通 知 書

静公委運免第 号
年 月 日

住 所

殿

静岡県公安委員会 印

下記の理由により、 年 月 日付け再試験通知書による通知を取り消した
ことを通知します。

理 由

備 考

様式第21号（第32条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

再 試 験 に 係 る 処 分 通 知 書

静公委運免第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 

貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する次の者に対し、再試験に係る運転免許の取消処分を行ったので、道路交通法第104条の2の2第7項の規定に基づき通知する。

住 所	
氏 名	年 月 日生
運 転 免 許 の 種 類	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
取 消 し に 係 る 免 許 の 種 類	普通免許 準中型免許 大型二輪免許 普通二輪免許 原付免許
処 分 執 行 日	年 月 日
処 分 の 理 由	
備 考	

様式第22号（第33条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

代理人資格証明書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

に

ついては、下記の者を代理人として選任し、私のために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

記

意見の聴取 の 件 名	
住 所	
氏 名	

様式第23号（第33条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

については、

下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取 の 件 名	
住 所	
氏 名	

様式第24号（第33条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日 において行われる意見の聴取
については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見の聴取の 件 名	
住 所	
氏 名 等 職 業	(歳)
当事者又は代 理人との関係	
補佐する事項	

様式第25号（第33条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦型）
（表）

第 号	
意見の聴取通知書	
年 月 日	
殿	
静岡県公安委員会 印	
<p>あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る道路交通法の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。</p>	
記	
意見の聴取の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる法令の条項	
不利益処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分 から
意見の聴取の場所	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 あなたは意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができます。2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付することができます。3 その他意見の聴取に際しての留意事項は裏面のとおりです。	

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 あなたが意見の聴取の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見の聴取の期日に出頭させて意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、意見の聴取の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を静岡県公安委員会に提出してください。
- 2 意見の聴取の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見の聴取の件名、補佐人の氏名及び住所、あなたとの関係並びに補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として意見の聴取の期日に出頭させたい者がある場合には、意見の聴取の件名、その者の氏名及び住所並びに陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、意見の聴取の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、静岡県公安委員会に対し、変更申出書により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。

意見の聴取の 主 宰 者	職 名 氏 名 連 絡 先
意見の聴取の 公 開 の 有 無	

（表）

意見の聴取通知書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会

あなたに対する下記理由による免許の取消しに係る道路交通法第 104 条第 1 項の規定による意見の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

処分をしようとする理由	違反行為等の内容	発生年月日	年 月 日
		発生場所	
	種 別	<input type="checkbox"/> 救護措置義務違反 <input type="checkbox"/> 死亡事故 <input type="checkbox"/> 治療期間 3 か月以上又は後遺障害を伴う傷害事故 <input type="checkbox"/> 治療期間 30 日以上 3 か月未満の傷害事故 <input type="checkbox"/> 治療期間 15 日以上 30 日未満の傷害事故 <input type="checkbox"/> 治療期間 15 日未満の傷害事故 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		根拠法令	
意見の聴取の日時	年 月 日 時 分		
意見の聴取の場所	静岡市葵区追手町 9 番 6 号静岡県警察本部意見の聴取会場（県庁別館 10 階）		

（注）

- 1 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人 1 人を選任し、意見の聴取の期日までに代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して、あなたのために、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案についての意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 意見の聴取の期日に、補佐人とともに出頭しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなた又はあなたの代理人との関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を、意見の聴取の期日までに静岡県公安委員会に提出して許可を受けてください。

(裏)

この意見の聴取通知書は、

公安委員会の依頼により通知するものである。

年 月 日

警察署 (課・隊) 長 印

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して、あなたのために、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案についての意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 意見の聴取の期日に、補佐人とともに出頭しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなた又はあなたの代理人との関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を、意見の聴取の期日までに静岡県公安委員会に提出して許可を受けてください。

様式第28号（第33条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

変更申出書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日

において行わ

れる意見の聴取の期日・場所については、下記のとおりやむを得ない理由がある
ので変更を申し出ます。

記

意見の聴取 の 件 名	
理 由	

(注) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付
すること。

第 号

変更通知書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日に

において行うこと

としていた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取 の 件 名		
	変 更 前	変 更 後
意見の聴取 の 期 日	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見の聴取 の 場 所		

第 号

意見の聴取続行通知書

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日

において行った意見の聴取

を下記のとおり続行するので通知します。

記

意見の聴取 の 件 名	
意見の聴取 の 期 日	年 月 日 時 分から
意見の聴取 の 場 所	

様式第31号（第33条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

<p>意見の聴取調書</p> <p>年 月 日</p> <p>主宰者の職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>	
意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
当事者（代理人）の住所及び氏名	
補佐人の住所及び氏名	
参考人又は関係人の住所及び氏名	
意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者（代理人）の住所及び氏名並びに出頭しなかったことにつき正当な理由があるかどうかの旨	
説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名	

(裏)

行政庁の職員の説明の 要 旨	
当事者（代理人）の 意見の陳述の要旨	
参考人又は関係人の 陳 述 の 要 旨	
提 出 さ れ た 証 拠 の 標 目	
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

(注)

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の欄は、斜線を引くこと。
- 3 参考人には、法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。

免許保有状況変更申出書（紛失等時）

静岡県公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	
電話番号	
免許の保有状況	
紛失等した免許証等	
紛失等した理由	
手続後の 免許保有方法	

※免許証の記載事項等に変更があるときには記入してください。

	フリガナ			新生年月日	
	新氏名			年 月 日	
	新本国籍		新性別	男・女	
	新住所				

----- これより下は記入しないでください -----

※現に受けている免許

住所OSS	署名用 電子証明書	MNC発行 工場情報

免許保有状況変更申出書（発見時）

静岡県公安委員会 殿

令和 年 月 日

フリガナ	
氏名	
生年月日	
電話番号	
免許の保有状況	
紛失等した免許証等	
手続後の 免許保有方法	

※免許証の記載事項等に変更があるときには記入してください。

	フリガナ			新生年月日	
	新氏名			年	月
	新本国籍			新性別	男・女
	新住所				

----- これより下は記入しないでください -----

※現に受けている免許

住所OSS	署名用 電子証明書	MNC発行 工場情報

様式第33号の次に次の22様式を加える。

免許情報記録確認書

年 月 日
静岡県公安委員会

免許情報等

一体化カード

	《確認チェック欄》	
氏名	<input type="checkbox"/>	
住所	<input type="checkbox"/>	
生年月日	<input type="checkbox"/>	
免許保有状況		

マイナンバーカードに記録した免許情報等は、以下のとおりです。

	《確認チェック欄》
	<input type="checkbox"/>

免許情報等が正しく記録されているか確認をお願いします。また、免許情報記録確認書は、免許情報等が記載されていますので、取扱いに十分注意してください。

運転経歴証明書交付等申請書

静岡県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

申請者

道路交通法第105条の2 第1項
第3項 の規定により、

運転者経歴証明書の交付
個人番号カードへの運転経歴情報の記録 を申請します。

申請により取り消した 又は失効した免許	
------------------------	--

手数料	
-----	--

交付予定日 年 月 日

キリトリ

運転経歴証明書引換券

年 月 日

殿

本券を持参の上、 年 月 日以降に、 警察署にて受領願います。

担当者

<h2 style="margin: 0;">運転経歴証明書記載事項等変更届</h2>										
年 月 日										
静岡県公安委員会 殿										
届出者氏名										
※ 変更した箇所のみ記載してください。										
フリガナ	氏	名	新生年	1	2	3	4	年	月	日
新 氏 名			月 日							
新 住 所 アパート・マンション	郵便番号 —									
電話番号 () —										

(注)

- 1 運転経歴証明書の記載事項及び運転経歴情報記録個人番号カードの記録事項(住所、氏名及び生年月日)で変更となる項目のみを太枠内に記載してください。
- 2 氏名又は住所を変更された方は、住民票の写し等を提示してください。

..... この線から下には記載しないでください。.....

資料区分	生年 50	住所 51	氏名 52	住所+氏名 53
住変区分	県内	確認書類	個人番号カード・住民票・在留カード・郵便物 その他 ()	
	県外	添付書類		

運転経歴証明書写し貼付欄

登録年月日	
登 録 者	

様式第37号（第46条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表面）

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

※ 太枠内を記載してください。

フリガナ	氏 名	生 年 月 日	1	2	3	4	年	月	日
氏 名									
住 所	郵便番号 静岡県 電話番号 ()								

※ 現に受けている運転経歴証明書に記載されている事項に変更がある場合は次に記載してください。

現運 に転 受経 け歴 て証 明書	氏 名	申請用写真 貼 付
	生 年 月 日	
	住 所	

資料区分	③6 B9	県 内										県 外 転 入				
		生変		住変		氏変		住氏変		住変	住氏変					
		5 0		5 1		5 2		5 3		A 1	A 3					
現 有 経 歴 証 明 状 況	運 転 経 歴 証 明 書 番 号	再交付理由										1 亡失 2 汚損 7 本人希望				
	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二
	交 付 年 月 日	年 月 日			照会番号			登録年月日			年 月 日					

手数料

区分	1 : 優良 2 : 一般 3 : 違反	身分確認方法	個人番号カード・住民票 本人申立 その他 ()	確認者
----	----------------------	--------	--------------------------------	-----

(裏面)

運転経歴証明書 (亡失・滅失) てん末書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

亡失・滅失
年 月 日 時

年 月 日 午(前後) 時 分 から
年 月 日 午(前後) 時 分 までの間

亡失・滅失の
場所 (区間等)

亡失・滅失
運転経歴証明書

交付公安委員会

公安委員会

交付年月日

年 月 日

亡失・滅失
の 状 況

亡失・滅失の
届出の状況

届出の有無 届出年月日 年 月 日 届出先

過去1年以内の
再交付回数

0回 1回 2回 3回以上

私は、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納することを誓います。

氏 名

運転経歴保有状況変更申出書（紛失等時）

静岡県公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ	
氏 名	
生年月日	
電話番号	
保有状況	
紛失等した 運転経歴証明書等	
紛失等した理由	
手続後の 保有方法	

※運転経歴証明書の記載事項等に変更があるときには記入してください。

	フリガナ			新生年月日	
	新 氏 名			年 月 日	
	新本国籍		新性別	男 ・ 女	
	新 住 所				

----- これより下は記入しないでください -----

※現に受けている運転経歴証明

住所OSS	署名用 電子証明書	MNC発行 工場情報

運転経歴保有状況変更申出書（発見時）

静岡県公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ	
氏 名	
生年月日	
電話番号	
保有状況	
紛失等した 運転経歴証明書等	
手続後の 保有方法	

※運転経歴証明書の記載事項等に変更があるときには記入してください。

	フリガナ			新生年月日	
	新 氏 名			年 月 日	
	新本国籍		新性別	男 ・ 女	
	新 住 所				

----- これより下は記入しないでください -----

※現に受けている運転経歴証明

住所OSS	署名用 電子証明書	MNC発行 工場情報

様式第40号（第46条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

運転経歴証明書返納届
運転経歴情報抹消届

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者氏名

道路交通法施行規則 第30条の12 の規定により、運転経歴証明書の返納
第30条の16 運転経歴情報の抹消 を届け
出ます。

運転経歴証明書記載内容・運転経歴情報	
返納等理由	1 免許を取得したため 2 運転経歴証明書の再交付を受けた後、亡失した運転経歴証明書が発見されたため 3 その他

(注) 不要な文字は、適宜削除すること。

様式第41号（第48条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）
 運転免許証等返納・抹消届

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者氏名

第106条の3
 道路交通法 第106条の4 の規定により、次の免許証等の
 第107条の10
 返納
 抹消 を届け出ます。

返納 (抹消) 免許証等記載内容													
	国 外 免 許 証	発給公安委員会	静岡県（ ）公安委員会										
	発給年月日	西暦	年	月	日								
	発給番号・免許番号												
返納 (抹消) 理由	1 免許が取り消されたため 2 免許が失効したため 3 免許の効力が停止されたため 4 免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証が発見されたため 5 その他												

(注) 不要な文字は、適宜削除すること。

様式第 42 号 (第 48 条関係)

理 由 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

氏 名

年 月 日静岡県公安委員会から免許の取消処分を受けましたが、次の理由により運転免許証を返納する・免許情報記録の抹消を受けることができません。

1 年 月 日頃 で紛失

2

運転免許証・免許情報記録個人番号カードを発見し、回復した場合は必ず運転免許証の返納・免許情報記録の抹消（個人番号カードを再発行する場合を除く。）の届出を行います。

住 所																										
氏 名																										
生 年 月 日		年 月 日生																								
運 転 免 許 証		第 号 公安委員会																								
免 許 情 報 記 録 個 人 番 号 カ ー ド		第 号 公安委員会																								
種 類	一															二										
	種	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	種	大 型	中 型	普 通	大 特	けん 引									
返納の理由		運転免許の取消し																								

取扱課（署）名

取扱者

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

届 出 書

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

届出受理書

道路交通法第101条の6第1項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 () 午前・後 時 分
受 理 者	所属 課・署 官職 氏名
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他()
患 者	住 所
	氏 名 男 ・ 女
	生 年 月 日 年 月 日 (歳)
受理内容 (・病名) (・症状)	
措 置 状 況	

様式第45号（第49条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 年 月 日 号	
公安委員会 殿	
静岡県公安委員会 印	
届 出 移 送 通 知 書 道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。 記	
住 所	
氏 名	
免 許 証 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
理 由	
備 考	

（注） 医師が届け出た際の手紙を添付すること。

様式第46号（第50条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

確 認 要 求 書

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)

(回答書送付先)

医 療 機 関 名	
所 在 地	〒 ー
電 話 番 号	

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

確認要求受理書

道路交通法第101条の6第2項に基づく確認を求められたので報告する。

受 理 日 時	年 月 日 ()			午前・後	時	分
受 理 者	所属	課・署	官職	氏名		
受 理 方 法	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他()					
患 者	住 所					
	氏 名		性 別	男 ・ 女		
	生 年 月 日	年	月	日	(歳)	
受 理 内 容						
運 転 免 許 保 有 状 況	対象者に係る運転免許は、年 月 日現在、 <input type="checkbox"/> 保有している。(種別 有効) <input type="checkbox"/> 保有していない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは不明である。					

第 号
年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

回 答 書

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。

記

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	生
運転免許の有無	対象者は、 年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けた者ではない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。		
この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示）が適用されます。			

様式第 49 号（第 51 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 

行政処分関係書類送付書

住 所
氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会



処分決定通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。

記

住 所					
氏 名					
運 転 免 許 の 種 類					
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類					
免 許 証 番 号					
免 許 情 報 記 録 番 号					
処 分 決 定 日	年 月 日				
処 分 理 由	違反行為の発生日	違反行為の種類等		点 数	
	過去3年以内における前歴の有無及び回数	有 無	回	累積点数	点
	過去5年以内における取消歴等の有無	有 ・ 無			
処 分 内 容					
備 考					

様式第 51 号（第 52 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 

処分執行依頼書

住 所（居所）

氏 名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会



処分決定通知・処分執行依頼書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。

また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

記

住	所			
氏	名			
運	転	免	許	の
種	類			
国	際	運	転	免
許	証	で	運	転
す	る	こ	と	が
可	い	る	自	動
車	等	の	種	類
免	許	証	番	号
免	許	情	報	記
録	番	号		
処	分	決	定	日
年	月	日	処	分
番	号			
処 分 理 由	違	反	行	為
	の	発	生	年
	月	日	違	反
	行	為	の	種
	別	等	点	数
				点
				点
				点
				点
過	去	3	年	以
内	に	お	け	る
前	歴	の	有	無
及	び	回	数	
有	無	回	累	積
点	数		点	
過	去	5	年	以
内	に	お	け	る
取	消	歴	等	の
有	無	有	無	
処	分	内		
容	容			
備	考			

様式第 53 号（第 52 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 

執行依頼処分通知書

住 所（居所）

氏 名

処分執行依頼書（ 年 月 日付け 第 号）により、貴公安委員会
から行政処分執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

処 分 執 行 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を執行したので通知する。

記

住 所															電 話											
															自 宅											
氏 名															年 月 日生											
免許証番号	第	号										年	月	日	公安委員会交付											
免許情報記録番号	第	号										年	月	日	公安委員会記録等											
免許の種類	第一種														第二種											年
	免 許	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	免 許	大型	中型	普通	大特	けん引	免許証有効期限								
処分理由	処分の根拠法条		<input type="checkbox"/> 道路交通法第 103 条第 1 項第 5 号										<input type="checkbox"/> 道路交通法第 条第 項 号													
	違反行為の発生年月日		違反行為の種別等										点 数													
	年 月 日												点													
	年 月 日												点													
	年 月 日												点													
	年 月 日												点													
	年 月 日												点													
	年 月 日												点													
	年 月 日												点													
	前歴の有無及び回数		回										累積点数		点											
過去 5 年以内における取消歴等の有無		有 ・ 無																								
処分内容	免許の取消し 欠格期間 年 (処分執行日 年 月 日)																									
備考																										

処分番号	静公委指令運免 第 号
処分決定日	年 月 日

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

静岡県公安委員会 印

処 分 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を行ったので通知する。

記

(取消し欠格期間 年・停止 日・運転禁止 日)

住 所															電 話											
															自 宅											
															勤務先											
氏 名															年 月 日生											
免許証番号	第	号	年	月	日															公安委員会交付						
免許情報記録番号	第	号	年	月	日															公安委員会記録等						
免許の種類	第一種															第二種										年
	免 許	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	免 許	大型	中型	普通	大特	けん引	免許証有効期限								
国際運転免許証で運転することのできる自動車等の種類		A			B			C			D			E												
理 由	処分の根拠法条																									
	処分事由																									

処分番号	第	号	
処分決定日	年	月	日

第3条 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(運転免許試験の申請)</p> <p>第9条 受験者は、申請時に、規則第17条第1項に規定する運転免許申請書、同条第2項各号に掲げる関係書類及び写真、規則第18条の2の2に規定する質問票並びに運転免許受験票(様式第3号)(以下「申請書類等」という。)を運転免許センターに提出するものとする。ただし、令第34条の5第6号の規定に該当する者にあつては、運転免許受験票に規則第24条第5項各号又は第25条に定める基準に達する成績を得た旨が記載されている証明書を添えて提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(技能試験車の指定等)</p> <p>第18条 規則第24条第7項の規定により公安委員会が提供し、又は指定する自動車(以下「技能試験車」という。)は、<u>同条第6項</u>に定めるところによるほか、別に定める基準に適合するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(技能試験官の指定)</p> <p>第20条 技能試験官(規則第24条第8項に規定する公安委員会の指定を受けて技能試験等を行う者をいう。以下同じ。)の指定は、運転免許技能試験官指定書(様式第13号。以下「指定書」という。)を交付することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(運転免許試験の申請)</p> <p>第9条 受験者は、申請時に、規則第17条第1項に規定する運転免許申請書、同条第2項各号に掲げる関係書類及び写真、規則第18条の2の2に規定する質問票並びに運転免許受験票(様式第3号)(以下「申請書類等」という。)を運転免許センターに提出するものとする。ただし、令第34条の5第6号の規定に該当する者にあつては、運転免許受験票に規則第24条第9項各号又は第25条に定める基準に達する成績を得た旨が記載されている証明書を添えて提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(技能試験車の指定等)</p> <p>第18条 規則第24条第11項の規定により公安委員会が提供し、又は指定する自動車(以下「技能試験車」という。)は、<u>同条第10項</u>に定めるところによるほか、別に定める基準に適合するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(技能試験官の指定)</p> <p>第20条 技能試験官(規則第24条第12項に規定する公安委員会の指定を受けて技能試験等を行う者をいう。以下同じ。)の指定は、運転免許技能試験官指定書(様式第13号。以下「指定書」という。)を交付することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第13号中「第24条第8項」を「第24条第12項」に改める。

(原付講習の実施等に関する規則の一部改正)

第4条 原付講習の実施等に関する規則(平成4年静岡県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(指導員の承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の承認に当たっては、原付講習指導員承認申請書(様式第1号)に当該指導員に係る次に掲げる書類各1通を添付して申請するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転免許証の写し</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(指導員の承認)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の承認に当たっては、原付講習指導員承認申請書(様式第1号)に当該指導員に係る次に掲げる書類各1通を添付して申請するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転免許証若しくは免許情報記録確認書(自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則(昭和40年静岡県公安委員会規則第6号)様式第34号)の写し又は免許を受けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成されているものを含む。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(運転免許取得者等検査の認定等に関する規則の一部改正)

第5条 運転免許取得者等検査の認定等に関する規則(令和4年静岡県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の基準)</p> <p>第3条 認知機能検査同等方法の指定は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められる者について行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 過去3年以内に委託検査(法第108条第1項の規定に基づき、公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査(法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。以下同じ。))に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第3条 認知機能検査同等方法の指定は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認められる者について行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 過去3年以内に委託検査(法第108条第1項の規定に基づき、公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査(法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。以下同じ。))<u>に</u>に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。</p> <p>イ～エ (略)</p>

2 (略)

(指定申請書等の経由)

第15条 指定申請書、指定申請書記載事項等変更届出書、運転免許取得者等検査認定申請書若しくは認定申請書記載事項等変更届出書の提出、規則第14条の規定による電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の提出又は法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第4項において読み替えて準用する法第98条第5項の規定による報告若しくは資料の提出を行うときは、静岡県警察本部交通部運転免許課長を経由して行わなければならない。

2 (略)

(指定申請書等の経由)

第15条 指定申請書、指定申請書記載事項等変更届出書、運転免許取得者等検査認定申請書若しくは認定申請書記載事項等変更届出書の提出、規則第14条の規定による電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票 (規則別記様式) の提出又は法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第4項において読み替えて準用する法第98条第5項の規定による報告若しくは資料の提出を行うときは、静岡県警察本部交通部運転免許課長を経由して行わなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第10号及び様式第11号中「^{うんでんめんきょしょう}運転免許証」を「^{うんでんめんきょしょうとう}運転免許証等」に、「^{めんきょしょう}されても、免許証」を「^{めんきょしょうとう}されても、免許証等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。